あぜ道
稲作技術情報
Ｎｏ．３６３（令和５年 No.10）
令和５年９月13日
▼発　行▼
山本地域振興局農林部農業振興普及課

ほ場ごとの刈取適期を確認しましょう

農作業事故に注意しましょう！

１　気象経過と生育状況

【気象経過】

これまでの気象経過（アメダスポイント：能代）

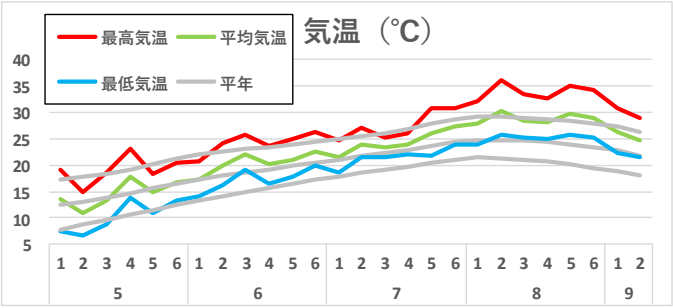

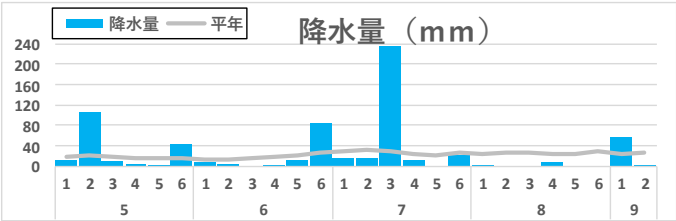

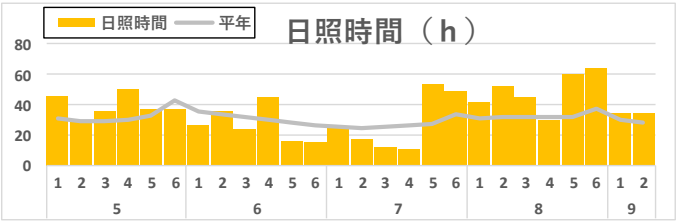

生育期間中の気温は、５月は概ね平年並に推移しました。その後、６月３半旬にかけて気温が上昇し、６月４旬から７月４半旬にかけては日気温較差の小さい日が続きました。

７月５半旬から気温が上昇し、これまでにない異常高温で経過しています。

降水量は５月６日と７月15日に強い降雨がありました。その後、降雨がほとんど無く干ばつ傾向となり、ほ場によっては豪雨災害の影響で用水不足となりました。

日照時間は、梅雨（６月２半旬から７月４半旬）の期間平年より短くなりましたが、梅雨明け以降は長く（平年比150%）推移しています。

【生育状況】

成熟期の管内水稲定点調査ほ（９地点、品種：あきたこまち）の生育は、平年に比べ稈長、穂長ともにやや長くなっています。今年は茎数不足で推移したため、穂数が平年より少なくなりました。１穂着粒数は平年並となったものの、穂数が少なかったため、㎡あたり着粒数は少なくなりました。倒伏程度は平年より大きくなっており、中干し時期の降雨による影響で十分にほ場を乾かせなかったためと見られます。

○定点調査結果（９月12日までの調査結果より）

	稈長 (cm)	穂長 (cm)	穂数 (本/㎡)	有効茎歩合(%)	着粒数 (粒/穂)	着粒数 (粒/㎡)	倒伏程度 (0～5)
本年	**83.9**	**18.5**	**418**	**83.6**	**76.6**	**31,720**	**1.4**
平年	82.2	18.0	443	83.1	76.6	33,736	0.5
前年	85.9	18.2	380	89.8	89.2	33,803	0.3
平年比較	**102%**	**103%**	**99%**	**+0.5**	**100%**	**94%**	**+0.9**
前年比較	98%	102%	113%	-5.1	86%	94%	+1.1

※平年は過去10カ年の９月15日現在の平均値

２　刈取適期の判定

○管内の出穂盛期（50%）は平年より３日早い７月30日でした。積算気温による刈取目安によると、出穂期が７月30日であれば、９月１日には950℃を超え、″あきたこまち″は刈り取り適期を迎えています。また、８月３日が出穂期のほ場においては、既に1100℃に到達しているため、これ以前に出穂したほ場は、胴割粒の増加が懸念されます。刈り遅れに注意して下さい。

○実際の刈取適期は、収量（着粒数）や施肥体系等によっても前後しますので、出穂期からの積算気温を参考として、最終的な刈取時期の決定は、各ほ場の籾の黄化程度を確認し、黄化程度が90%に達した時期で判断してください。

出穂期	積算気温到達日				
	950℃	1000℃	1050℃	1100℃	1150℃
7月25日	8月28日	8月29日	8月31日	9月2日	9月4日
7月30日	9月1日	9月4日	9月5日	9月7日	9月9日
7月31日	9月3日	9月5日	9月6日	9月8日	9月10日
8月1日	9月4日	9月5日	9月7日	9月9日	9月11日
8月3日	9月6日	9月8日	9月10日	9月12日	9月14日
8月6日	9月9日	9月11日	9月13日	9月16日	9月18日
8月10日	9月14日	9月17日	9月19日	9月22日	9月25日

※９月11日以降のデータは平年値を使用。※管内の出穂盛期は７月30日。

【刈取適期の判定基準】

①籾の熟色
　葉や穂首が緑色であっても籾の黄化程度が90%
　（黄色＋黄白色の籾数の割合）の頃

②出穂後の積算気温（出穂期翌日から日平均気温を積算した値）
　早　生　種：あきたこまち等・・・・・　950～1,050℃
　中晩生種：めんこいな・・・・・・・・・・・1,050℃
　　ひとめぼれ、ゆめおばこ等・・・1,050～1,150℃

③出穂後の日数
※本年は登熟速度が速いため刈り遅れに注意してください！
　早　生　種：あきたこまち等・・・・・・・出穂後45日頃
　中晩生種：めんこいな・ゆめおばこ等・・出穂後50日頃

→ **刈取時期決定**

３　収穫～調製の留意点

○収穫時の籾水分は25%以下が望ましいため、作業時間帯は稲体が乾燥している午前10時～午後５時頃に設定しましょう。

○米選機の網目は1.9㎜を基準とし、整粒歩合80%以上の高品質米を目指しましょう。

■秋の農作業事故に注意しましょう！（秋の農作業安全運動９月10日～10月20日）
秋の農作業はコンバイン操作や籾の搬送作業等での事故が多くなります。計画的な作業に努め、十分な休憩を取って事故の無いように注意しましょう！

■稲わら等は有機物資源として有効活用しましょう！
稲わら焼きは県条例で原則禁止されています。特に、周辺に影響が出やすい10月１日～11月10日までの間、全面的に禁止しています。

不明な点がありましたら、山本地域振興局農林部農業振興普及課（TEL52-1241）までご連絡ください。